

## 奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）について

### 1. 家計急変とは

奨学のための給付金の所得要件のみ満たさない世帯について、家計急変により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められるときは、給付金の支給対象とする。（支給要領第3条）

家計急変による給付金の支給は、通常申請（7月1日基準日）時に非課税世帯（生活保護世帯を含む）として認定されるようになるまでの間の一時的な支援として行うものである。

### 2. 申請について

下記（1）及び（2）を満たしていることを確認のうえ、通知文及び保護者向け案内文書に記載の必要書類を提出すること。

なお、審査中に就職する等して家計の状況が変化し、年収見込額が非課税世帯を超えることが判明した場合は、家計急変世帯として認定できないため、必ず申し出ること。

#### （1）家計急変の事由

- ア 家計が急変した事由（特別な事情）が存在する。（失職、倒産、死亡 等）
- イ 災害等に起因しない離職（定年退職等）ではない。

#### （2）家計急変後の収入（所得）見込額

- ア 家計急変後の向こう1年間の収入（所得）見込額が住民税所得割額非課税世帯に相当する。
- イ 家計急変後、その状況が継続することが見込まれる。
- ウ 収入見込額は、証拠に基づき客観的に妥当と認められる計算により算出したものである。
- エ 収入見込額には退職金や失業手当を含めていない。

### 3. 対象となる家計急変の発生時期及び基準日等について

別添1を参照すること。

### 4. 家計急変後の収入（所得）額が非課税相当であることの確認について

#### （1）別添2及び下記【別表1】を参照し、必要書類を用意すること。

給与所得者の場合は収入額、事業所得者等の場合は所得額を算出するものとし、家計急変後向こう1年間の収入（所得）見込額をどのように算出したのかがわかるよう書類を整えること。

#### （2）（1）により算出した収入（所得）見込額を下記別表2に当てはめ、非課税相当か否かを確認すること。

【別表2】については、給与所得者の場合は「(a) 給与収入見込額」、事業所得者等の場合は「(c) 所得額（非課税限度額）」の欄を確認すること。

【別表 1】

記号	必要書類の例	留意事項
A	・課税証明書	(※1)
B	・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書	
C	・給与見込証明書	(※2)
D	・給与明細書	(※3) (※4)
E	・破産宣告通知書 ・廃業等届出書	
F	・税理士または公認会計士による所得見込証明書	(※2)
G	[収入減の場合] ・前年の確定申告書及び家計急変後の収入（売上）や経費等がわかる帳簿等 [起業した場合等] ・見込まれる収入や経費等を明らかにした書類	(※3) (※5)

- (※1) 申請者自身の収入状況に変化がない場合であっても、子を扶養していた配偶者との離婚や、当該配偶者の死亡等により申請者の扶養親族数が増加した場合は、非課税相当となる可能性がある。
- (※2) 収入減の場合は収入減の要因が発生した時点から1年間の収入（所得）を見込むこと。再就業の場合は、前職の解雇・倒産等の時点から再就業まで間が空いている場合であっても、就業時点から1年分の収入（所得）額を見込むこと。  
なお、税理士または公認会計士による証明書は、所得見込額のみでなく、その積算根拠（収入や経費の内訳等）を明らかにしたものとすること。
- (※3) 収入減の場合は収入減の要因が発生した時点、再就業の場合は就業時点から少なくとも3か月分（収入減（再就業）から3か月以上経過している場合は、申請時点までのすべての期間）の給与明細書や帳簿等を提出すること。  
なお、収入減の要因が保護者等の病気や怪我等であって、収入が減少する期間及び減少見込額を疾病の診断書等及び就業規則等により証明できる場合は、3か月の経過を待たず申請することができる。
- (※4) 収入見込額は、該当期間の収入合計額を該当期間の月数で除して得た額に12月を乗じる等して算出すること。
- (※5) 所得見込額は、「前年収入額－前年の同期間と比較した収入減少額－前年経費等（仕入原価を含む）」や「収入見込額－見込経費等（仕入原価を含む）」等により、従事する事業の実態や家計急変の状況に応じて算出すること。

【別表 2】

世帯構成	(a) 給与収入見込額	(b) 控除額	(c) 所得額 (非課税限度額)
1人世帯	1,000,000 円未満	550,000 円	450,000 円
2人世帯	1,700,000 円未満	580,000 円	1,120,000 円
3人世帯	2,214,286 円未満	744,286 円	1,470,000 円
4人世帯	2,714,286 円未満	894,286 円	1,820,000 円
5人世帯	3,214,286 円未満	1,044,286 円	2,170,000 円
6人世帯	3,700,000 円未満	1,180,000 円	2,520,000 円
7人世帯	4,137,500 円未満	1,267,500 円	2,870,000 円
8人世帯	4,575,000 円未満	1,355,000 円	3,220,000 円

※ 世帯構成は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数。

※ 寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が 125 万円以下（年収約 204 万円）の場合は非課税となる。

※ 扶養親族は、同居・別居を問わず、保護者等が扶養している者とする。（扶養親族の人数及び年齢を確認できる書類を提出すること。）

〔例〕 4人世帯（父、母、子 2 人）の場合

○パターン 1：父が母及び子 2 人を扶養しており、父の給与収入が激減した場合

父の収入見込額を別表 2 の「4人世帯」欄で確認し、  
(a)※を下回っていれば給付の対象となる

○パターン 2：父が子 2 人を扶養しており、父の給与収入が激減した場合

母の収入が激減しておらず、住民税所得割を課税されている場合は、  
給付の対象とならない

○パターン 3：父と母が子を 1 人ずつ扶養しており、父及び母の給与収入が激減したが、激減後の母の給与収入見込額が父の控除対象配偶者となる額ではない場合

父の収入見込額を別表 2 の「2人世帯」欄、  
母の収入見込額を別表 2 の「2人世帯」欄で確認し、  
両名とも (a)※を下回っていれば給付の対象となる

○パターン 4：父が子 2 人を扶養しており、父及び母の給与収入が激減し、激減後の母の給与収入見込額が父の控除対象配偶者となる額の場合

父の収入見込額を別表 2 の「4人世帯」欄、  
母の収入見込額を別表 2 の「1人世帯」欄で確認し、  
両名とも (a)※を下回っていれば給付の対象となる

※ 事業所得者等の場合は、所得額が (c) を下回っていれば給付の対象となる。

< 給与収入見込額(a)の計算方法 >

例：4人世帯（本人・控除対象配偶者・扶養親族2人）の場合

住民税の非課税限度額は

「350,000×世帯人数+420,000（扶養親族等がいる場合）」のため、  
4人世帯（本人・控除対象配偶者・扶養親族2人）の場合の非課税限度額は、  
 $350,000 \times 4 + 420,000 = 1,820,000$  ……①

収入金額をAとしたときの給与所得控除額は、

所得税法第28条第3項第2号より、  
 $620,000 + (A - 1,800,000) \times 30/100 = 620,000 + 3/10A - 540,000$   
 $= 3/10A + 80,000$  ……②

給与所得の金額は「収入金額－給与所得控除額」のため、  
住民税が非課税となる収入金額Aの限度額は、①=A－②となる。

$1,820,000 = A - (3/10A + 80,000)$  を計算すると、  
 $= A - 3/10A - 80,000$

$7/10A = 1,900,000$

$A = 2,714,285.714 \dots \Rightarrow 2,714,286$  円

なお、 $1,800,000 < A \leq 3,600,000$  のため、給与所得控除額は第2号適用

【参考】所得税法（抜粋）

第28条

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が180万円以下である場合 当該収入金額の100分の40に相当する金額から10万円を控除した残額（当該金額が55万円に満たない場合には、55万円）

二 前項に規定する収入金額が180万円を超え360万円以下である場合 62万円と当該収入金額から180万円を控除した金額の100分の30に相当する金額との合計額

三 前項に規定する収入金額が360万円を超え660万円以下である場合 116万円と当該収入金額から360万円を控除した金額の100分の20に相当する金額との合計額

<p>〔1人世帯〕 非課税限度額 450,000 給与所得控除額 550,000（非課税における最大値） 収入金額A <math>450,000 = A - 550,000</math> <math>A = 1,000,000</math> ※<math>A \leq 1,800,000</math> のため、第1号適用 Aの40/100から10万円を控除した残額&lt;550,000のため、 給与所得控除額は550,000</p>	<p>〔2人世帯〕 非課税限度額 <math>350,000 \times 2 + 420,000 = 1,120,000</math> 給与所得控除額 <math>4/10A - 100,000</math> 収入金額A <math>1,120,000 = A - (4/10A - 100,000)</math> <math>A = 1,700,000</math> ※<math>A \leq 1,800,000</math> のため、第1号適用 Aの40/100から10万円を控除した残額<math>\geq 550,000</math>のため、 給与所得控除額はAの40/100A-100,000</p>
<p>〔3人世帯〕 非課税限度額 <math>350,000 \times 3 + 420,000 = 1,470,000</math> 給与所得控除額 <math>620,000 + (A - 1,800,000) \times 30/100</math> <math>= 3/10A + 80,000</math> 収入金額A <math>1,470,000 = A - (3/10A + 80,000)</math> <math>A = 2,214,285.714 \dots \Rightarrow 2,214,286</math> ※<math>1,800,000 &lt; A \leq 3,600,000</math> のため、第2号適用</p>	<p>〔4人世帯〕 上記のとおり</p>
<p>〔5人世帯〕 非課税限度額 <math>350,000 \times 5 + 420,000 = 2,170,000</math> 給与所得控除額 <math>620,000 + (A - 1,800,000) \times 30/100</math> <math>= 3/10A + 80,000</math> 収入金額A <math>2,170,000 = A - (3/10A + 80,000)</math> <math>A = 3,214,285.714 \dots \Rightarrow 3,214,286</math> ※<math>1,800,000 &lt; A \leq 3,600,000</math> のため、第2号適用</p>	<p>〔6人世帯〕 非課税限度額 <math>350,000 \times 6 + 420,000 = 2,520,000</math> 給与所得控除額 <math>1,160,000 + (A - 3,600,000) \times 20/100</math> <math>= 2/10A + 440,000</math> 収入金額A <math>2,520,000 = A - (2/10A + 440,000)</math> <math>A = 3,700,000</math> ※<math>3,600,000 &lt; A \leq 6,600,000</math> のため、第3号適用</p>
<p>〔7人世帯〕 非課税限度額 <math>350,000 \times 7 + 420,000 = 2,870,000</math> 給与所得控除額 <math>1,160,000 + (A - 3,600,000) \times 20/100</math> <math>= 2/10A + 440,000</math> 収入金額A <math>2,870,000 = A - (2/10A + 440,000)</math> <math>A = 4,137,500</math> ※<math>3,600,000 &lt; A \leq 6,600,000</math> のため、第3号適用</p>	<p>〔8人世帯〕 非課税限度額 <math>350,000 \times 8 + 420,000 = 3,220,000</math> 給与所得控除額 <math>1,160,000 + (A - 3,600,000) \times 20/100</math> <math>= 2/10A + 440,000</math> 収入金額A <math>3,220,000 = A - (2/10A + 440,000)</math> <math>A = 4,575,000</math> ※<math>3,600,000 &lt; A \leq 6,600,000</math> のため、第3号適用</p>